

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	101	所管防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構	職員の身分	国家公務員
法人概要		駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図っている。				
沿革		平成14.4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 (機関委任事務により関係都県が処理していた駐留軍等労働者の労務管理事務の一部を行う組織として新たに設立)				
中期目標期間		平成23年4月～平成28年3月（5年間）				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)		4	5	5	51	
常勤役員数		3	4	4	41	
非常勤役員数		1	1	1	10	
常勤職員数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)		313	306	303	296[11](140)	
うち間接部門		47	49	45	42[1](28)	
うち事業部門		266	57	258	254[10](112)	
非常勤職員数(官庁〇B)(4/1時点)		5(0)	15(0)	24(0)	26(0)	
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)		91.3(90.8)	91.0(91.8)	92.6(94.0)	-(-)	
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)		-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算	
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	一般会計(百万円)	3,488	3,397	3,204	3,141	
	うち運営費交付金	3,488	3,397	3,204	3,141	
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-	
	うち委託費	-	-	-	-	
	うち出資金	-	-	-	-	
	特別会計(特会名)(百万円)	-	-	-	-	
	うち運営費交付金	-	-	-	-	
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-	
	うち委託費	-	-	-	-	
	うち出資金	-	-	-	-	
	計	3,488	3,397	3,204	3,141	
支出額の推移(百万円)		3,300	3,147	2,984	3,141	
収入額の推移(百万円)		3,492	3,398	3,205	3,141	
国の財政支出/収入額(%)		99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	
財務データ (平成24年度、百万 円)	資産合計	1,799	うち流動資産	752		
	負債合計	562	純資産合計	1,236	うち利益剰余金	443

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
				内訳	(名称)	(額)	法人名	額
				駐留軍等労働者の労務管理事務	① 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施、駐留軍等労働者の給与の支給、駐留軍等労働者の福利厚生の実施 ② 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）（略称：日米地位協定）	2,984	合計	
			国費	運営費交付金	3,204	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	4	
				施設整備補助金		財団法人山口県予防保健協会	1	
				自己収入	異動に伴う通勤手当の返納等	1		

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） ＜平成24年度決算合計＞

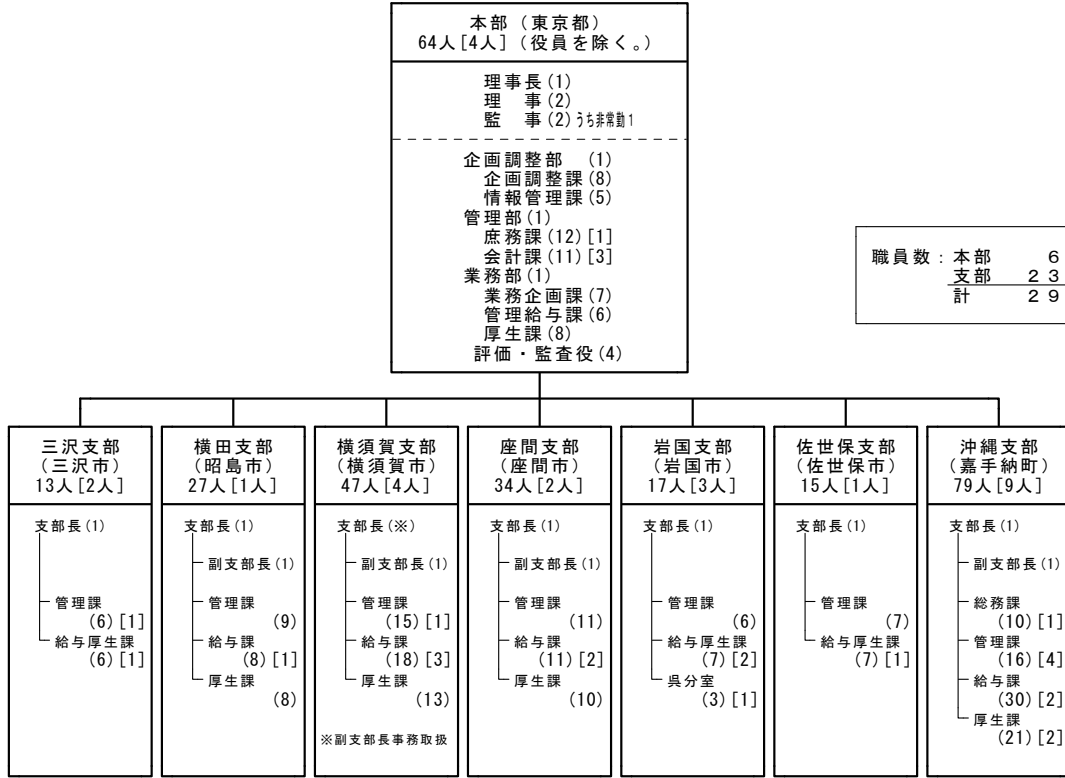
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

平成25年4月1日現在



※[]内の数字は非常勤職員（期間業務職員）数で外数

No.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

駐留軍等労働者の労務管理事務については、日米地位協定に基づき我が国が負っている義務の履行に係る事務であり、安定的かつ確実に実施しなければならないものである。かかる事務のうち、国が自ら実施する必要のない事務（実務的な事務の大半）については、国の行政組織並びに事務及び事業の減量・効率化を図る観点から、本機構に行わせることとした。その結果、国は、駐留軍等労働者の労務管理事務に係る政策の企画・立案に専念することができ、本機構も政策実施機関として重要な役割を担っている。

また、駐留軍等労働者は、在日米軍の活動を維持する上で死活的に重要な役割を果たしており、本機構が、駐留軍等労働者の労務管理事務を安定的かつ確実に実施することにより、我が国の平和と安全の確保に貢献している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

本機構が設立される以前の駐留軍等労働者の労務管理事務は、機関委任事務により関係都県が実施していたところ、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）により、当該事務は国の直接執行事務として整理された。当該事務は、上述のとおり、条約に基づく我が国の義務履行に係る事務であることから、安定的かつ確実に実施しなければならないものであるが、全ての事務を国自ら実施する必要がないことから、国が自ら実施する必要のない事務（実務的な事務の大半）については、本機構に行わせることとし、国の行政組織並びに事務及び事業の減量・効率化が図られた。

また、独立行政法人の法的性格としては、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することに重点が置かれているところ、本機構自ら事務・事業の徹底的な合理化・効率化を行った結果、機関委任事務の都県職員の合計数約450名に比して約150名、本機構設立時の職員数約410名に比して約110名の人員削減が図られたほか、福利厚生事業の充実・強化が図られた。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
防衛省	0487	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費交付金

○法人の業務における民間委託の状況

(単

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
施設運営	清掃業務・警備業務・施設維持管理	11	興和不動産ファシリテーズ(株)ほか
システム管理	システムの運用管理業務・保守・改修	133	(株)テックジャパンほか
事務機器管理	事務機器保守	6	富士ゼロックス(株)ほか
官報掲載等	官報掲載・印刷	6	(株)ビー・プロほか
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
健康診断	駐留軍等労働者定期健康診断	30	財団法人沖縄県総合保健協会ほか
相談業務	駐留軍等労働者職場生活に係る相談業務	8	一般財団法人神奈川県駐留福祉センター

24年度支出額が100万円以上の契約を対象に記載。

No.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について

① 措置内容

【非公務員化】

現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。

【本部の移転】

賃借料の年間約1億円の削減を図るため、平成19年度中に本部事務所を移転する。

【支所・事務所等の見直し】

駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。

② これに対する現時点での考え方

【非公務員化】

本機構は、①在日米軍の任務を達成するために必要な労働力を確保し在日米軍に提供するという日米地位協定上の義務を履行するため、安定的かつ確実に実施されなければならない組織として設立された組織であること、②本機構の役職員は、在日米軍の活動等の機微な情報を知り得る立場にあるため、職務上知り得た秘密の保全に万全を期す必要があること、③本機構は、在日米軍の活動の基盤を支える重要な役割を有しており、その業務を遂行する上で、如何なる政治的な動向にも左右されない政治的な中立性を確保する必要があることから、国家公務員法上の規律（争議行為等の禁止、秘密保持義務、兼職禁止、政治的中立性の確保等）全体を包括的に課す必要がある。また、駐留軍等労働者の労務管理事務は、前述のとおり、条約に基づく我が国の義務履行に係る事務（＝国の事務）であることから、かかる事務を遂行する本機構の役職員には、国の職員と同様、国家公務員の身分を付与する必要がある。

【本部の移転】

平成20年2月、本部事務所を移転し、賃借料の年間1億円の削減が図られた。

【支所・事務所等の見直し】

那覇支部及びコザ支部の統合は平成21年度に、富士支部及び座間支部の統合は平成22年度にそれぞれ実施した。

（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について

① 措置内容

行政執行法人とする

※「行政執行法人」とは、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人

② これに対する現時点での考え方

「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）により、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は当面凍結されたところであるが、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて労務管理事務を行う本機構の機能・役割が反映されたものであると考えている。

No.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>【法人業務の在り方見直し】</p> <p>①一層の効率的かつ効果的実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、大幅な要員縮減に取り組むものとする。</p> <p>②併せて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、トータルコスト、業務効率等からみて、最適な業務実施体制についての結論を次期中期目標期間のできる限り早期に得て、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【組織面の見直し】</p> <p>早期に本部機能の集約化を図り、業務運営の効率化、法執行の適正化を図るものとする。</p> <p>【効率化目標の設定等】</p> <p>①管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。</p> <p>②また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。</p> <p>※評価委員会による指摘：独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月26日政委第30号）</p> <p>※会計検査院からの指摘：なし</p>
② 対応状況	<p>【法人業務の在り方見直し】</p> <p>①業務の一層の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、今中期目標期間中、10%以上（目標は15%）の要員縮減を実施することとしており、前中期目標期間末（平成22年度末）の人員数316人から、平成23年度は6人、平成24年度は6人を削減し、人員数を304人とした。さらに、平成25年度中に6名の削減を実施することとしており、平成25年度末には、平成22年度末の人員数から約6%の削減を達成することとなる。</p> <p>②現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制について、独立行政法人改革に関する分科会における議論も踏まえつつ検討を行った。その結果、本機構については、国の判断と責任の下で、国及び在日米軍と密接な連携を図りつつ、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理等、真に必要な事務・事業に限定して、引き続き実施すべきと考えている。</p> <p>【組織面の見直し】</p> <p>平成23年2月、東京都港区に本部事務所を移転・集約し、賃借料の縮減（年間約3,500万円）を図った。</p> <p>【効率化目標の設定等】</p> <p>①人件費（退職手当を除く。）を含む機構運営関係費について、前中期目標期間の最終年度（平成22年度）を基準として、中期目標期間の最終年度（平成27年度）までに9%の縮減を図るため、業務運営体制の見直しによる人員数の削減等により、各年度平均して人件費2%、物件費1%の抑制を図る内容の目標を設定。</p> <p>②従来、一般競争により契約を締結していた機構情報システム運用管理業務について、「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成22年度から民間競争入札による契約（単年度）を締結し、さらに、平成23年度からは複数年の契約を実施している。</p>

No.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

駐留軍等労働者の労務管理事務は、日米地位協定に基づき我が国が負っている義務の履行に係る事務であり、安定的かつ確実に実施しなければならないものである。他方、かかる事務のうち、全ての事務を国自ら実施する必要がないことから、国が自ら実施する必要のない事務（実務的な事務の大半）については、本機構に行わせることとし、国の行政組織並びに事務及び事業の減量・効率化が図られたところである。

平成25年6月5日に「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」が取りまとめた「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」においても、法人形態の整理の基本的考え方において、独立行政法人制度の創設時に行政改革会議最終報告書において整理された「独立行政法人の対象業務と設立の考え方」に従い判断することが適当であると述べられているところ、駐留軍等労働者の労務管理事務については、当該考え方に示された要件を全て満たしており、また、本機構については、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な業務執行に重点をおいて事務・事業を行っていることから、本機構の役職員に国家公務員の身分を付与し、単年度管理を行う法人として、引き続き、駐留軍等労働者の労務管理事務を実施していくことが適当と考える。

今後、本機構は新規施策の拡充や、多様化する在日米軍の労働需要を踏まえ、専門的・技術的分野におけるより能力の高い人材の確保に向け募集業務の体制強化を図る等、より一層労務管理事務を高度化させていくこととする。

No.	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	-----	----	-----	-----	---------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

-